

## 第7 財産の状況

財産の当年度末における現在高及び当年度中の増減は、次表のとおりです。

(単位 m<sup>2</sup>、千円、点)

区 分	令和4年度末 現在高	令和5年度中の増減		令和5年度末 現在高	
		増	減		
土 地	5,617,235.74	151.91	0.00	5,617,387.65	
建 物	木 造	6,487.82	107.52	0.00	6,595.34
	非木造	621,639.03	0.00	0.00	621,639.03
出資による権利	2,178,373	0	410	2,177,963	
物 品	1,232	24	19	1,237	
債 権	682,544	0	16,854	665,690	
基 金 (出納整理期末)	21,072,520	3,856,413	2,394,782	22,534,151	

### 1 土 地

土地は、前年度末より151.91m<sup>2</sup>増加しています。

これは主に、平井南共同利用センター臨時駐車場用地が142.55m<sup>2</sup>増加したことによるものです。

### 2 建 物

建物は、前年度末より107.52m<sup>2</sup>増加しています。

これは、長谷牡丹園が107.52m<sup>2</sup>増加したことによるものです。

### 3 出資による権利

出資による権利は、前年度末より41万円減少しています。

これは、公益社団法人ひょうご農林機構出資金・出捐金・拠出金が41万円減少したことによるものです。

### 4 物 品

物品は、前年度末より5点増加しています。

これは、学校園備品が1点減少したものの、庁用備品が6点増加したことによるものです。

## 5 債 権

債権は、前年度末より1,685万円減少しています。

これは主に、修学資金貸付金が1,167万円、災害特別住宅建設資金貸付金が434万円減少したことによるものです。

## 6 基 金

基金は、前年度末より14億6,163万円増加しています。

これは主に、財政調整基金が7億9,481万円減少したものの、公共施設等整備保全基金が6億8,529万円、都市計画事業基金が5億4,456万円、緑化基金が2億4,535万円、国民健康保険事業財政調整基金が2億4,485万円、市債管理基金が2億3,990万円増加したことによるものです。

## 第8 基金運用状況

### 1 援護資金貸付基金

当年度末内訳は、現金預金524万円及び債権172万円で、それぞれ翌年度へ繰越しされています。

なお、当年度中の運用状況は、次表のとおりです。

(単位 円)

	令和4年度末 現在高	運 用 状 況						令和5年度末 現在高
		増			減			
		造成額	収入額	合計	処分額	支出額	合計	
現金預金	5,247,000	0	0	0	0	0	0	5,247,000
債 権	1,726,000	0	0	0	0	0	0	1,726,000
合 計	6,973,000	0	0	0	0	0	0	6,973,000

年度別の貸付け及び償還の状況は、次表のとおりです。

(単位 件、円)

区分 年度	貸付額		償還済額			未償還金額	不納欠損額		滞納額	
	件数	金額	令和5年度末 金額	うち、令和5年度中償還分			件数	金額	件数	金額
				件数	金額					
H25 以前	826	45,805,000	41,395,000	0	0	1,383,000	25	3,027,000	14	1,383,000
H26	4	650,000	307,000	0	0	343,000	0	0	3	343,000
H27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	830	46,455,000	41,702,000	0	0	1,726,000	25	3,027,000	17	1,726,000

当年度は新たな貸付け、滞納ともに発生していません。滞納は、前年度末と同じく、17件172万円です。

### 2 土地開発基金

当年度末内訳は、現金預金4億7,484万円及び土地2,515万円で、それぞれ翌年度へ繰越しされています。

なお、当年度中の運用状況は、次表のとおりです。

(単位 円)

	令和4年度末 現在高	運 用 状 況						令和5年度末 現在高
		増			減			
		造成額	収入額	合 計	処分額	支出額	合 計	
現金預金	462,642,643	0	21,993,469	21,993,469	0	9,791,771	9,791,771	474,844,341
土 地	37,357,357	0	9,791,771	9,791,771	0	21,993,469	21,993,469	25,155,659
合 計	500,000,000	0	31,785,240	31,785,240	0	31,785,240	31,785,240	500,000,000

令和5年度中の運用状況を見ると、979万円で土地を取得し、2,199万円の土地が買い戻されています。

### 3 国民健康保険出産費資金貸付基金

当年度末内訳は、現金預金、債権ともに0円となっています。

なお、当年度中の運用状況は、次表のとおりです。

(単位 円)

	令和4年度末 現在高	運 用 状 況						令和5年度末 現在高
		増			減			
		造成額	収入額	合 計	処分額	支出額	合 計	
現金預金	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	5,000,000	0
債 権	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	5,000,000	0

年度別の貸付け及び償還の状況は、次表のとおりです。

(単位 件、円)

区分 年度	貸付額		償 還 済 額				未償還金額	滞 納 額	
	件数	金 額	令和5年度末 金 額	うち、令和5年度中償還分		件数		金 額	
				件数	金 額				
R1	0	0	0	0	0	0	0	0	
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	
R3	0	0	0	0	0	0	0	0	
R4	0	0	0	0	0	0	0	0	
R5	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	

また、宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例は、令和6年4月1日に施行されています。

なお、基金残高500万円は、基金の廃止に伴い特別会計国民健康保険事業費に繰入れされています。

## 第9 むすび

### 1 決算の特徴及び財政状況等

#### (1) 決算の状況について

当年度の決算規模は、一般会計歳入942億9,508万円（対前年度比3.1%増）、歳出927億8,525万円（対前年度比3.1%増）で、歳入歳出差引残額は15億983万円と前年度より945万円（0.6%）の増となっています。この額から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は11億7,680万円となり、昭和52年度以降47年間連続の黒字決算となっています。また、特別会計においては、実質収支額は5億8,428万円の黒字決算となっています。

当年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた当年度の単年度収支額は、一般会計で3,053万円の赤字、特別会計で5億381万円の赤字となっています。実質的な黒字、赤字の要素を加減した実質単年度収支額は、一般会計で8億2,535万円の赤字、特別会計で2億5,895万円の赤字となりました。この結果、全会計合計の実質単年度収支額は、10億8,430万円の赤字となりました。

なお、各特別会計における実質単年度収支が黒字の会計は、主に宝塚市営霊園事業費2,833万円、後期高齢者医療事業費2,077万円となっています。また、実質単年度収支が赤字の会計は、主に介護保険事業費2億5,496万円、国民健康保険事業費6,026万円となっています。

#### (2) 財政指標について

普通会計における各財政指標を見ると、財政力指数は0.823で前年度より0.022ポイント悪化し、単年度で見ると0.814となり、当年度も普通交付税の交付団体となりました。

経常収支比率は95.8%で前年度より2.1ポイント悪化しました。その主な要因は、分母である経常一般財源（歳入）が前年度より4,290万円増加したものの、分子である経常経費充当一般財源（歳出）が前年度より11億632万円増加したことによるものです。

また、実質収支比率は2.5%で前年度より0.1ポイント悪化しました。これは、分母である標準財政規模が前年度より6億9,007万円増加し、分子である実質収支額が前年度より220万円減少したことによるものです。

市債残高は一般会計、特別会計を合わせて前年度より3億1,630万円減の706億9,083万円となり、市民1人当たりの市債残高は30万円（前年度30万円）となっています。

実質公債費比率は5.0%で、前年度より0.4ポイント悪化しました。

将来負担比率は1.9%で、前年度より0.9ポイント改善しました。

### (3) 繰替運用等の状況について

歳計現金の一時的な不足を補うため、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができ、当年度は最高43億円が繰替運用されました。

当年度繰替運用に伴う利息として、一般会計から2万円が支払われました。

また、財政調整基金から宝塚市土地開発公社に対し、ほぼ年間を通じ15億円が貸し付けられています。

### (4) 収入未済額について

自主財源の収入未済額は22億5,089万円で、前年度より9億3,240万円(29.3%)減少しています。

市税の収入未済額は6億8,434万円で、前年度より6,146万円(8.2%)減少しています。これは主に、法人市民税が36万円増加したものの、固定資産税が3,367万円、個人市民税が1,899万円減少したことによるものです。

住宅資金貸付金償還金の収入未済額は4,174万円で、前年度より259万円(5.9%)減少しています。

市営住宅使用料の収入未済額は6,401万円で、前年度より776万円(10.8%)減少し、また、市営住宅の共同施設として整備された駐車場の使用料の収入未済額は2,447万円で、前年度より173万円(6.6%)減少しています。

生活保護費返戻金の収入未済額は2億5,764万円で、前年度より215万円(0.8%)減少しています。

市立保育所保育料及び私立保育所保育料(保育実施児童保護者負担金)の収入未済額は3,749万円で、前年度より617万円(14.1%)減少しています。

修学資金貸付金償還金の収入未済額は1,730万円で、前年度より27万円(1.5%)減少しています。

学校給食実費徴収金の収入未済額は543万円で、前年度より91万円(14.4%)減少しています。

国民健康保険税の収入未済額は10億277万円で、前年度より1億434万円(9.4%)減少

しています。

介護保険料の収入未済額は3,988万円で、前年度より307万円（7.2%）減少しています。

後期高齢者医療保険料の収入未済額は2,952万円で、前年度より269万円（10.0%）増加しています。

#### （5）不納欠損について

当年度一般会計・特別会計における不納欠損額は1億5,124万円で、前年度より9,525万円（38.6%）減少しています。

市税の不納欠損処分は、1,692件、4,100万円で、前年度より件数は127件、金額は480万円（13.3%）増加しています。

市営住宅使用料の不納欠損処分は、3件、270万円で、前年度より件数は2件、金額は264万円（4,430.8%）増加しています。また、市営住宅の共同施設として整備された駐車場の使用料の不納欠損処分は、1件、22万円で、前年度より件数は1件、金額は22万円（皆増）増加しています。

生活保護費返戻金の不納欠損処分は、14件、754万円で、前年度より件数は10件、金額は422万円（35.9%）減少しています。

災害援護資金貸付金元利収入の不納欠損処分は、1件、29万円で、前年度より件数は43件、金額は5,179万円（99.4%）減少しています。

市立保育所保育料及び私立保育所保育料（保育実施児童保護者負担金）の不納欠損処分は、2件、33万円で、前年度より件数は1件減少したものの、金額は21万円（180.6%）増加しています。

国民健康保険税の不納欠損処分は、1,119件、8,625万円で、前年度より件数は474件、金額は4,726万円（35.4%）減少しています。

介護保険料の不納欠損処分は、1,664件、999万円で、前年度より件数は152件、金額は57万円（5.5%）減少しています。

後期高齢者医療保険料の不納欠損処分は、273件、241万円で、前年度より件数は6件減少したものの、金額は25万円（12.0%）増加しています。

## (6) 基金現在高について

普通会計ベースの令和5年度末基金現在高は179億2,431万円で、前年度より11億1,615万円増加しています。これは主に、財政調整基金が7億9,481万円減少したものの、公共施設等整備保全基金が6億8,529万円、都市計画事業基金が5億4,456万円、緑化基金が2億4,535万円、市債管理基金が2億3,990万円増加したことによるものです。

## (7) 各事業の実施について

### ア 一般会計関係

当年度は、市庁舎外壁外改修(第1期)工事、宝塚市ひろば等整備工事(その12)、宝塚市障害者駐車場外新築工事、市立共同利用施設小浜会館改修工事、総合福祉センター空調設備更新工事、市営火葬場空調設備外更新工事、市立健康センター外壁改修外工事、売布橋補修工事、(都)競馬場高丸線道路新設改良工事(その1)、土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)対策工事(その3)、土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)対策工事(その4)、消防本部・西消防署合同庁舎トイレ外改修工事、市立長尾南小学校北館東トイレ外改修工事、市立宝塚第一小学校南館長寿命化改修(第1期)工事、市立すみれガ丘小学校予防改修(第1期)工事、市立宝塚小学校南棟予防改修工事、市立丸橋小学校校舎改修(第5期)工事、市立高司小学校空調設備更新工事、市立安倉小学校北館東トイレ改修工事、土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)対策工事(その5)、市立中山五月台中学校空調設備更新工事(第1期)、市立山手台中学校予防改修(第1期)工事、市立光ガ丘中学校予防改修(第1期)工事、市立長尾中学校南館外トイレ改修工事、市立宝塚第一中学校南館東トイレ外改修工事、市立養護学校校舎長寿命化改修(第1期)工事、市立スポーツセンター整備工事、市立売布北グラウンド野球場土入替および整備工事が完成しました。

都市計画道路荒地西山線整備事業の進捗率は90%で、令和8年度完了の予定となっています。都市計画道路競馬場高丸線整備事業の進捗率は27%で、令和12年度完了の予定となっています。

生活道路整備事業の整備率は、指定道路が66.2%、狭あい道路が5.4%となっています。

## イ 特別会計関係

国民健康保険事業費の当年度における実質収支額は、1億9,866万円の黒字となっています。国民健康保険税の現年度の収納率は95.9%で、前年度より0.1ポイント低下しています。また、一般会計からの繰入金は、前年度より9,916万円減少し、16億6,385万円となっています。

介護保険事業費の当年度における実質収支額は、1億5,087万円の黒字となっています。また、一般会計からの繰入金は、前年度より7,984万円増加し、33億5,168万円となっています。なお、当年度末の要介護認定者数は14,479人（前年度は14,081人で398人の増加）で、そのうち介護サービス利用者数は10,293人（前年度末は9,846人で447人の増加）、利用率は71.1%（前年度69.9%）となっています。

後期高齢者医療事業費の当年度における実質収支額は、1億6,796万円の黒字となっています。また、一般会計からの繰入金は、前年度より5,382万円増加し、7億3,183万円となっています。なお、当年度末の被保険者数は、75歳以上が37,982人（前年度末は36,457人で1,525人の増加）、65歳以上75歳未満が279人（前年度末は319人で40人の減少）の計38,261人（前年度末は36,776人で1,485人の増加）となっています。

## 2 意見及び指摘事項

### (1) 意見

#### ア 児童手当返戻金及び児童扶養手当返戻金について

児童手当返戻金は、主に受給者の所得更正、国外居住及び婚姻・同居の未届などにより発生した児童手当の過誤払いに係る返戻金です。また、児童扶養手当返戻金は、主に受給者の所得更正、併給調整される公的年金等の受給開始や増額、児童の共同養育への変更及び同一生計の扶養義務者の未届などにより発生した児童扶養手当の過誤払いに係る返戻金です。ともに、受給者の故意による場合は不正受給として強制徴収公債権、そうでない場合は非強制徴収公債権となり、どちらも消滅時効期間は5年となります。

令和5年度末時点の返戻金の未収額は、児童手当返戻金が45,000円、児童扶養手当返戻金が2,741,740円で、このうち児童扶養手当返戻金の現年度分346,190円以外は平成28年度以前分であり、過誤払いが発生してから長期間経過しているものが大部分を占めています。これら返戻金の債権管理状況を確認したところ、対象者が電話を含む口頭により債務承認したことをもって消滅時効期間が更新されている事例が散見されました。一方で、宝塚市債権管理マニュアル(以下「マニュアル」という。)では、「分割納付の申出があったときは、生活状況や資産、負債の状況等の客観的な情報に基づき滞納者の支払能力を分析し、年度内納付を原則として、滞納金額と完済までの期間を勘案して分割納付金額を確認する。その金額に基づいた分割納付計画書、納付誓約書の提出を求める。」とされており、納付誓約は書面により行われる必要があります。公債権は、時効の援用がされなくても期間の経過により時効が成立し、債務者がその利益を放棄することができない性質であることに留意し、事後における消滅時効の成立に疑義が生じることがないようにマニュアルに沿った適切な債権管理を行ってください。

#### イ 議員互助会健康診断費用助成事業補助金について

本市では、議員の相互の扶助と福祉の増進を図るため、宝塚市議会議員互助会(以下「議員互助会」という。)が実施する健康診断費用助成事業に対して補助金を交付しています。当該補助金に係る決算額、受診人数等の推移は次表のとおりです。

(単位 円、人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額 (A)	780,000	780,000	585,000	540,000	585,000
決算額 (B)	308,808	241,948	234,028	202,923	177,947
不用額 (A-B)	471,192	538,052	350,972	337,077	407,053
受診人数	11	8	9	6	7

当該補助金の交付根拠について確認したところ、「議員互助会規約第10条の健康診断費用の助成に関する規定は、会派代表者会などでの議論、合意を経て定めたものであり、市助成金を財源とすることを規定している。他に根拠とする規定はなく、当時の会派代表者会等の協議記録も残っていないため、どのような根拠で当該補助金を交付することに決定したのかは不明である。」旨の説明を受けており、明確な交付根拠がないまま補助金を交付している状況にあると考えます。なお、議員互助会規約第10条（健康診断費用の助成）中「自己負担した額の2分の1相当額を、市助成金を財源として助成する。ただし、助成額は50,000円を限度とする。」旨の規定がありますが、これを根拠とすることは、いわば補助対象団体が交付要件等を規定していることとなり、適切とは言えないと考えます。宝塚市補助金交付基準には「補助金の根拠となるべき要綱等を定め、終期を明記すること。」とありますので、交付の根拠が明確となるよう、要綱等を定めてください。

また、当該補助金に係る課題として、健康診断の受診率が低い旨の説明を受けました。平成17年11月9日に開催された平成16年度決算特別委員会の議事録を確認すると、議員互助会への補助について本市と阪神間各市との比較が行われていますが、これ以降は調査を行っておらず、近隣市等の状況は把握していないとのことです。不用額が多く発生している事業でもあるため、近隣市等の現状把握に努めるとともに、要綱等を定めることで交付要件等を明確化してください。

#### ウ 民間企業への職員派遣について

本市では、業務の進め方やスピード感、視点、思考などを体験することによる職員の資質向上、組織への還元等を目的として、令和5年度に民間企業2社へそれぞれ1人、職員を派遣しています。当該派遣については、地方公務員法第39条第1項の規定に基づく宝塚市職員研修規程第3条第4号の「派遣研修」に該当しており、同規程第11条により職務に専念する義務の特例に関する条例第2条（職務に専念する義務の免除）に規定する承認を得た扱いとなります。他方、派遣職員2人の派遣状況を確認

認したところ、それぞれ、年間249時間、231時間の時間外勤務を行っていました。

派遣研修期間中における時間外勤務の命令に係る法的根拠について確認したところ、「派遣先企業と宝塚市職員研修委託協定書（以下「研修委託協定書」という。）を取り交わし、時間外勤務の命令は、指定職員を経由して、派遣先の所属長が行うものとしている。職務命令として派遣され、派遣先の所属長の指揮命令下にも置かれている状況であることから労働時間として取り扱う必要がある。」旨の説明を受けました。しかし、派遣先企業2社との研修委託協定書を確認したところ、A社では「時間外勤務の命令は、指定職員（派遣先企業）を経由して、甲（市）の所属長が行うものとする。」、B社では「時間外勤務の命令は、甲（派遣先企業）の所属長が行うものとする。」と規定されており、2社の研修委託協定書の内容に差がある上、いずれも説明内容とは異なっていました。

説明内容及びB社との研修委託協定書において、派遣先企業が時間外勤務の命令を行うこととなっていますが、当該派遣はあくまで研修であり職務に専念する義務が免除されること及び宝塚市職務権限規程別表第1における時間外勤務に係る権限事項の内容から総合的に勘案すると違和感があります。加えて、市が時間外勤務の命令を行わないことは、予算上の財源を把握した上での命令が困難となることを意味し、予算執行の観点からも適切とは言えないのではないかと考えます。時間外勤務の命令を含む派遣研修期間中における勤務の在り方について、他市等の事例を参考にしながら整理するよう努めてください。

#### エ 蔵人共同浴場運営費助成金について

宝塚市立蔵人共同浴場運営費助成金（以下「運営費助成金」という。）は、宝塚市立蔵人共同浴場（以下「浴場」という。）の適正な運営を確保するとともに、保健衛生及び公衆衛生並びに福祉の増進に寄与することを目的として、運営団体である特定非営利活動法人（以下「運営法人」という。）が行う管理運営等に要する経費に対して交付している助成金です。令和5年度は、運営費助成金250万円及び宝塚市物価高騰等対策蔵人共同浴場継続支援金106万円の合計356万円が運営法人に対して支出されています。なお、浴場は、宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針において令和9年度末までの施設廃止の方向性が示されている施設です。

運営費助成金に係る令和5年度補助事業等実績報告書について確認したところ、運

営費助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に沿った運用はされていましたが、要綱上の不備があると考えられ、また、確認が不十分である箇所が見受けられました。

実績報告書における収支決算の状況は、おおむね次表のとおりです。

収入		支出	
入浴料（A）	18,505,740	④助成対象経費 （人件費、光熱水費、消耗品費、修繕料、火災保険料及び衛生費）	18,441,879
雑収入（B）	793,796		
①小計（A+B）	19,299,536		
②運営費助成金	2,500,000	⑤助成対象外経費	4,074,132
③物価高騰等対策蔵人共同浴場継続支援金	1,060,000	⑥運営調整基金積立金	343,525
合計（①+②+③）	22,859,536	合計（④+⑤+⑥）	22,859,536

まず、交付要綱第4条で交付対象としている助成対象経費（④）は合計1,844万円であり、この経費に対して運営費助成金（②）を充当しています。次に、運営調整基金積立金（⑥）34万円は、収入合計2,285万円から助成対象経費（④）と助成対象外経費（⑤）の合計である2,251万円を差し引いた金額となっています。

交付要綱第7条第1項には「年度末に次年度に繰越する剰余金が生じたときは、その額を基金に繰り入れるものとする。」とあります。しかしながら、この剰余金を算出するための収入及び支出の範囲が交付要綱では明確になっていないのではないかと考えます。

また、助成対象外経費（⑤）の58.9%を占める事務費240万円の内訳について、詳細の把握まではしていないとのことでした。交付要綱第5条第2項は「浴場会計に設置した運営調整基金の残高が、前年度運営費の6箇月分を超える場合には、助成金からその超過額を控除して得た金額を交付する。」旨の規定となっていますが、運営調整基金積立金（⑥）の算出に必要な金額の内訳を確認できていない以上、当該規定が形骸化している可能性があると考えます。

さらに、運営調整基金の令和5年度末残高が2,014,639円であるとの説明を受けていますが、運営法人の現金預金等残高の確認も行っていないとのことでした。

そもそも、助成対象経費（④）より入浴料と雑収入を合計した金額（①）の方が多

くなっており、運営費助成金を交付せずとも収支が黒字になっている可能性もありうるのではないかと考えますので、運営法人の運営調整基金に係る管理状況を速やかに確認し必要な場合は指導を行うとともに、交付要綱を含めた運営費助成金の在り方について見直しをしてください。

#### オ 放課後児童クラブの待機児童対策について

本市では、近年、共働き世帯の増加に伴い保育需要が急増し、放課後児童クラブの利用申込者が増加していることから、放課後児童クラブの待機児童対策として、民間放課後児童クラブを新規開設し定員拡大を図っています。

令和5年度においては、令和4年度の待機児童の発生状況とその時点での将来予測を参考に、今後も継続的にニーズが見込まれると想定した小学校区のうち、実施場所と運営事業者が確保できた仁川、長尾及び長尾南の各小学校区に民間放課後児童クラブ3施設を整備しています。一方で、令和6年4月時点の待機児童数が323人と、対前年度比で200人の大幅な増加となっていることから、その理由について所管課に確認したところ、「令和6年度も民間放課後児童クラブの新規開設を予定していたが、実施場所の確保等のめどが立たず、現時点で開設できていない。また、令和6年度の利用申込者数が想定を上回る状況であったこと、その要因として共働き世帯の増加に加え3・4年生の利用申込みが増加していることから、保護者の意向として低学年のみでなく、より長く利用を希望する傾向に変化していることも影響しているものと推察している。4月に開設した長尾及び長尾南の各小学校区では令和5年4月時点で待機児童数がゼロとなり、7月に開設した仁川小学校区では令和6年4月時点の待機児童数が減少しており、一定の効果があつたと考えている。」旨の説明を受けましたが、長尾及び長尾南の各小学校区の令和6年4月時点の待機児童数はそれぞれ43人、25人となっており、継続的な効果があつたと言えるのか疑問が残ります。

利用申込者数予測の改善に向けた取組状況については、「従来の手法では予測と実績が乖離しており、待機児童対策が必要である小学校区及び規模の判断に活用するのは難しかったことから、効果的な待機児童対策を講じていくために、令和4年度上半期にデータサイエンティストに現状の分析及びより精度の高い予測手法の構築を依頼した。新たな予測手法は過去の実績に基づき今後6年間分を予測するもので、精度は上がったものの依然として実績との乖離が見られるため、精度を高める方法を検討

している状況である。そのため、小学校区ごとに、予測に基づく各年度の利用申込者数に対し、きめ細かく対策を講じていくことは困難であるが、数年間の小学校区ごとの傾向を把握し、民間放課後児童クラブを誘致する場所を決める判断材料として活用している。一方で、全体の利用申込者数は令和8年度をピークに減少すると見込んでおり、限られた予算の中で増加するニーズに対して受入枠をどのように確保していくのが課題であることから、引き続き複数年での利用申込者数予測等の把握に活用し、受入枠の確保に向けた検討の参考としていく。」旨の説明を受けました。

放課後児童クラブの待機児童対策は小学校区ごとの対策が必要であること、運営事業者の人材不足や実施場所の確保の問題、予測の難しい人口の社会増減の影響を受けることなど、小学校区ごとの単年度の利用申込者数予測が難しいことは一定理解しますが、本市は阪神間各市と比較して登録児童数に占める待機児童数の割合が高い状態が続いていることから、改善が必要であると考えます。現在行われている校区の弾力的運用の拡充に加え、利用申込者数予測において本市の実情に合った分析を行うとともに、単年度ではなく長期的な視点で対策を講じることで、待機児童の解消に努めてください。

#### カ 病院事業会計に対する基準外繰出しについて

本市では、令和5年4月3日付け総務省通知「令和5年度の地方公営企業繰出金について」に基づかない基準外繰出しを、病院事業会計に対して9億4,458万円行っています。

病院事業会計に対する基準外繰出しの項目別の金額等について所管課に確認したところ、「伊丹市との協定に基づく産婦人科連携負担金397万円、退職手当組合負担金調整額の上下水道局分1,425万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した光熱費高騰分7,900万円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した医薬材料費高騰分2,300万円、勤怠管理システム経費2,435万円、経営支援としての令和5年度及び令和6年度の補てん財源不足額相当分8億円を繰り出している。」旨の説明を受けました。

勤怠管理システム経費を基準外繰出しの対象としている理由については、「市が必ずしも負担すべき経費ではないと考えているが、経営支援のため繰り出している。」旨の説明を受けました。勤怠管理システムについては市立病院に勤務する職員の勤怠

管理を行うシステムであり、本来は病院事業会計で負担すべき経費であると考えますので、繰出しに際しては経営努力による経費削減などの効果額を示してもらった上で支出すべきと考えます。

経営支援8億円における基準外繰出しの理由及び長期貸付金により令和5年度と令和6年度に分けて支援することに対する見解については、「資本的収支不足額の補てん財源が令和5年度は2億1,954万円、令和6年度は5億7,975万円不足する見込みであったため、各年度の補てん財源を確保するため、一般会計から経営支援として8億円の基準外繰出しを行った。長期貸付金による支援を行えば、一般会計としては損益勘定留保資金の繰越額を考慮する必要がなくなるが、病院事業会計の当初予算編成における損益勘定留保資金の確保と財政調整基金の取崩しを最小限にとどめることなどを総合的に判断した結果、令和5年度3月補正予算に計上した。」旨の説明を受けました。

しかし、病院事業会計の資本的収支予算における赤字予算の編成や決算における資金不足を避けるための対応は必要であったと考えますが、本市の厳しい財政状況を踏まえ、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算のそれぞれで、長期貸付金による支援の判断も可能であったのではないかと考えます。市立病院の経営状況が悪化した場合には令和7年度においても資本的収支不足額の補てん財源が不足することも考えられるため、経営状況を注視するよう努めてください。

また、市の財政状況悪化に伴う経営支援の考え方については、「令和5年度決算においては、病院事業会計への経営支援として8億円の基準外繰出しを行っており、病院事業会計の経営状況は市の財政状況に大きな影響を与える要因となっている。市の財政状況は非常に厳しい状況であり、原則として、地方公営企業法に定める経営の基本原則にのっとり、病院の経営は一義的には病院の中で解決すべきものと認識している。具体的な今後の対応については、それぞれの状況を鑑み判断していきたいと考えている。」旨の説明を受けました。

令和6年3月作成の財政見通しでは、本市の厳しい収支状況を踏まえ、令和7年度は一般財源ベースで10億円、令和8年度は7億円、令和9年度は7億円と、持続可能な財政運営の実現に向けた収支改善の目安額を示し、令和6年度事務事業見直しに取り組んでいるところです。財政見通しでは、市立病院の経営強化と新病院建設を今後の課題の一つとして挙げていますが、市立病院の経営状況が悪化した場合の経営支援と

しての基準外繰出しについては見込まれていません。

市の財政状況の更なる悪化も考えられることから、地方公営企業法に定める経営の基本原則にのっとり、企業会計の負担とされた経費については独立採算制を堅持させるとともに、基準外繰出しによる経営支援が難しいことの認識を市と市立病院の双方で共有し、厳しい視点を持って市立病院の意識改革を促すよう努めてください。

#### キ 宝塚観賞植物品評会委託料について

本市では、地場産業である花き園芸のPRと園芸農家の生産意欲、技術の向上を目的として、宝塚市花き園芸協会と特名随意契約を締結し、兵庫県・宝塚観賞植物品評会事業を実施しています。実施に当たっては、宝塚市花き園芸協会は市内の花き・植木に関する高度な専門技術を有する会員が在籍している市内最大の植木生産者団体であることから、展示品の出品等の協会の協力を得て兵庫県・宝塚観賞植物品評会（以下、「観賞植物品評会」という。）を開催しています。

令和5年度の当該契約に係る書類一式を確認したところ、兵庫県・宝塚観賞植物品評会事業委託契約書第5条第1項において、「乙（宝塚市花き園芸協会）は、委託業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」とされていますが、委託料154万円の94.1%に当たる部分について再委託していました。委託料の大部分について再委託していることに対する所管課の見解を確認したところ、「千年の歴史を誇る市内地場産業である花き植木産業の振興を図るため、市と宝塚市花き園芸協会との共催で開催している。観賞植物品評会を開催するに当たり、会場レイアウト作成、会場借り上げ、出展者調整、備品等準備、会場設営、出品物展示、賞（国・県及び関係機関）交付依頼、警備等当日の運営、広告宣伝などを実施しており、これらは同協会の理事会で内容を決定した上で実施している。本市からは前述した業務のうち、設営の一部、警備及び広告宣伝に係る費用を委託料として同協会に支払い、同協会で調整し、設営費、警備費及び広告宣伝費として支出しているが、当該事業では優秀な出品物の募集や関係機関への申請業務など各種事務があり、再委託している業務については全体の一部にしか該当しないと考えている。」旨の説明を受けましたが、市民の税金を財源とする委託料の94.1%が事業全体の一部であるとの考えが市民の理解を得られるのか疑問が残ります。

また、令和4年11月制定の再委託に関するガイドラインにおいて、再委託ができ

ない範囲を、全部、主たる部分及び契約金額の2分の1以上に相当する部分と定めていますが、契約金額の2分の1以上に相当する部分であっても、自らが業務の実施を直接指揮、監督することで業務の実施に直接関与する場合を除くとされています。仕様書における業務内容は、「観賞植物品評会の展示会場の借り上げ及び設営を行うこと。」、「品評会場の周辺交通整理（交通誘導警備業務資格（1級又は2級）を有する警備会社）及び展示品警備のため警備員を配置すること。」、「広報宣伝の実施」、「その他、詳細については、その都度指示する。」等の記載となっており、当該業務における基本的又は中心的なものに位置付けられる業務は明示されていませんが、契約金額の2分の1以上に相当する部分を再委託しており、再委託できる場合に該当するのかが疑問が残ります。再委託を承諾する場合は、再委託に関するガイドラインに沿った運用とするよう努めてください。

また、観賞植物品評会は本市と宝塚市花き園芸協会との共催であることから、委託料による事業の実施が適切な方法であるのか疑問が残ります。

これらの課題改善に向けて、市及び宝塚市花き園芸協会の役割を整理した上で、適切な事業の実施方法の検討を進めてください。

#### ク 学校における予算執行について

契約事務マニュアル（物品・印刷編）では、「見積合せの際は、3者以上の者から見積書を徴収する。ただし、設計金額が10万円以下の場合、見積りは1者以上とする。」とされています。令和5年度の各学校の支出状況を抽出して確認したところ、以下のとおり、2校において3者以上の者からの見積書の徴収を回避するために分割発注をしたのではないかと疑われる事例がありました。

（単位 円）

学校	件名	負担行為日	検収日	支出金額
A	コロナ感染対策用（サーキュレーター11台）	令和6年1月23日	令和6年2月27日	90,750
	コロナ感染対策用（サーキュレーター11台）	令和6年1月26日	令和6年2月29日	90,750
B	庁用（デジタルカメラ）	令和6年3月14日	令和6年3月21日	99,000
	庁用（デジタルカメラ）	令和6年3月21日	令和6年3月27日	99,000
	庁用（デジタルカメラ）	令和6年3月22日	令和6年3月29日	99,000

※両事例とも債権者は同一

学校Aが複数回に分けて購入した理由について確認したところ、「使用を想定していた教室数より実際に使用する部屋数が多いことが分かったため追加した。」旨の説明を受けました。また、学校Bの事例については、「当初の予定どおりに購入したが、納品後に教員から追加で発注してほしい旨の要望を受けて追加発注した。さらにその

後、保護者から体育大会などの際に教員がスマートフォンで撮影するのはやめてほしいとの要望があったとのことで、残予算があれば追加購入するよう前校長から助言があったことから追加発注した。」旨の説明を受けましたが、両事例はともに1回の発注案件とすべきであり、その場合、設計金額が10万円を超えるため、3者以上の者からの見積書の徴収が必要であったと考えます。また、学校Bの事例については、年度末の予算の使い切りのため、真に必要なものを購入した可能性もあると考えます。

各学校の予算執行に対する指導方法について、小学校、中学校等の学校その他の教育機関を総括する教育企画課から、「年度当初に予算執行説明会を開催し、各学校管理職1人・事務担当者1人に参加を要請し指導している。」旨の説明を受けましたが、現状の指導方法では意図的な分割発注と疑われかねない事例が発生していることを踏まえ、今回の事例を具体例として説明する等、より実効性のある指導方法を検討し、適切な事務執行とするよう努めてください。

#### ケ 松江市交流事業について

本市では、松江市交流事業として、両市スポーツ少年団の互いの少年スポーツ振興及び交歓を目的とした「姉妹都市 松江市・宝塚市少年スポーツ交歓会」（以下、「交歓会」という。）、市民の健康づくりの一翼を担う生涯スポーツ事業の推進を目的とした「姉妹都市 松江市・宝塚市生涯スポーツ交流会」（以下、「交流会」という。）を、それぞれ毎年度相互訪問して実施しています。なお、松江市交流事業の事務については、宝塚市スポーツ振興公社に委託しています。

令和5年度実施の交歓会では、本市スポーツ少年団（大人22人、子ども58人）が松江市を訪問しています。交歓会への参加者からは負担金として大人2,000円、子ども1,500円を徴収しており、この算出根拠について所管課に確認したところ、「大人は松江市内での昼食代及び松江フォーゲルパーク入場料、子どもはそれらに加えおやつ、ジュース代の自己負担分として概算額を徴収している。」旨の説明を受けました。一方、収支報告書で当該項目の1人当たりの支出額を確認したところ、大人2,643円、子ども1,917円であり、参加者の自己負担を超える部分について公費負担としており、事前の見積りが適切に行われたのか疑問が残ります。

また、交歓会の一部参加者が出席する懇親会費を公費負担している理由については、

「役員及び指導者の意見交換会の参加費であり、スポーツ交流事業の一環であることから、公費にて支出している。」旨の説明を受けましたが、懇親会ではアルコールの提供もされており、参加者の親睦を深める場としての意味合いが強いものであると考えられることから、公費負担としていることには疑問が残ります。

交流会の参加者が一部固定化していることについては、「年齢制限がある一方で、高齢化が進んでいることから、一部の参加者が連続して参加することがある。」旨の説明を受けましたが、両市の交流という事業趣旨を鑑みると、参加者は固定ではなく、1人でも多くの人に参加してもらうことが望ましいのではないかと考えます。

松江市交流事業は姉妹都市である松江市とのスポーツ交流及び親睦を図ることを目的として実施しているものです。当該事業の執行に当たっては、公費負担の範囲や参加者の決定において疑義を持たれることがないように、適切な事業の執行に努めてください。

## コ 国民健康保険税の徴収体制について

令和5年度における国民健康保険税（以下「保険税」という。）の収納率は、現年課税分が95.9%、滞納繰越分が16.9%、全体で79.5%となっています。なお、近隣市町の収納状況は、次表のとおりです。

国民健康保険税（料）の近隣市町の収納状況（令和5年度） （単位 千円）

	尼 崎 市			西 宮 市			芦 屋 市			伊 丹 市		
	調定額	収納額	収納率									
現年課税分	7,985,695	7,525,454	94.2%	7,797,939	7,408,426	95.0%	2,185,085	2,091,903	95.7%	3,249,593	3,151,378	97.0%
滞納繰越分	1,185,209	231,247	19.5%	1,464,015	376,253	25.7%	304,829	92,321	30.3%	457,697	92,283	20.2%
合計	9,170,904	7,756,700	84.6%	9,261,954	7,784,679	84.1%	2,489,915	2,184,224	87.7%	3,707,290	3,243,661	87.5%

  

	川 西 市			三 田 市			丹 波 篠 山 市			丹 波 市		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
現年課税分	2,720,734	2,590,409	95.2%	2,022,035	1,961,538	97.0%	800,209	762,086	95.2%	1,099,334	1,053,939	95.9%
滞納繰越分	931,057	178,633	19.2%	299,449	78,298	26.1%	230,772	37,241	16.1%	205,084	44,590	21.7%
合計	3,651,791	2,769,042	75.8%	2,321,485	2,039,836	87.9%	1,030,981	799,327	77.5%	1,304,419	1,098,529	84.2%

  

	猪 名 川 町			宝 塚 市		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
現年課税分	523,857	514,056	98.1%	4,204,353	4,030,938	95.9%
滞納繰越分	91,978	22,127	24.1%	1,101,292	185,680	16.9%
合計	615,835	536,183	87.1%	5,305,645	4,216,618	79.5%

近隣市町と比較し、本市は滞納繰越分の収納率が低いことから、滞納繰越分に対する徴収の取組状況及び課題について所管課に確認したところ、「催告書の一斉送付、休日納税相談の実施、短期被保険者証の留め置き等により自主納付を促した。自主納付がない場合は、預貯金や給与等の債権の差押えに加え、自宅の搜索や不動産公売を

実施した。一方で、滞納繰越額や被保険者数が同程度の近隣市と比較して徴収担当職員が明らかに少なく、滞納整理が進まないことが収納率が近隣市と比較して低い要因となっている。」旨の説明を受けました。

保険税の公平かつ適正な徴収を実現するために必要な体制の整備に努めるとともに、市税収納課との効果的な連携を図りながら収納率向上に向けて取り組んでください。

### 3 まとめ

令和5年度決算は予算の議決の趣旨に沿って執行され、おおむね所期の目的を達成したものと認められます。

令和5年度決算は、普通会計における実質収支が12億513万円の黒字決算となりました。地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率のいずれの数値も法に定める基準内の数値となっています。実質公債費比率は悪化したものの、将来負担比率は改善しました。また、経常収支比率は悪化し、前年度類似団体の数値を上回っている状態が続いています。

財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率の3指標について詳しく見てみると、財政力指数は0.823と令和4年度より0.022ポイント悪化しています。経常収支比率は95.8%と令和4年度より2.1ポイント悪化し、令和4年度の類似団体の数値92.2%と比較すると、本市は3.6ポイント上回っています。経常収支比率が悪化した主な要因は、経常一般財源（歳入）で地方交付税が増となったものの、経常経費充当一般財源（歳出）で扶助費が増となったことによるものです。経常収支比率は数値が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示す指標ですので、引き続き弾力的な財政運営の実現を目指し、改善の努力を続けてください。実質公債費比率（3か年平均）は5.0%と0.4ポイント悪化し、令和5年度単年度でも前年度の5.2%から5.3%と0.1ポイント悪化していますので、今後も注視していく必要があります。また、地方債現在高は減少傾向にありますが、今後、新ごみ処理施設や建物・インフラ施設の維持更新などに係る地方債の発行が見込まれるため、その影響にも留意することが必要です。

令和5年度の決算状況について顕著なものを見てみると、財政調整基金14億円の取崩しが挙げられます。本市では、令和2年度以降、黒字が見込まれた実質収支の状況を踏まえ取崩しは行われていませんでしたが、令和5年度においては、病院事業会計に対する8億円の経営支援を行ったことなどを理由として、令和元年度以前と比較しても多額となる取崩しが行われています。令和3年7月策定の宝塚市財政規律において、財政調整基金現在高の数値目標を標準財政規模の10%以上としています。令和5年度の標準財政規模は477億1,244万円、令和5年度末の財政調整基金の現在高は68億1,695万円であることから、標準財政規模の14.3%に相当する現在高となり、数値目標は達成しています。一方で、本市の財政課題について所管課に確認したところ、「歳入面では、人口減少や少子高齢化の進行により市税収入の伸びは見込めない。歳出面では、社会保障関連経費の増加、建物施設

やインフラ施設の老朽化への対応、新ごみ処理施設の整備、市立病院の経営健全化及び新病院の整備、土地開発公社の経営健全化といった多くの課題がある。」旨の説明を受けました。令和6年度当初予算で財政調整基金の取崩しを19億8,000万円計上していること、今後の公共施設の維持・更新費用の増加や新病院の整備等に備える必要があることなどを勘案すると、財政調整基金の現在高が近い将来に標準財政規模の10%を下回る可能性があると考えます。財政調整基金は「災害復旧、市債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てるため」設置しているものであり、その取崩しは経済事情の変動等による歳入の減少又は臨時的な歳出の増加の財源とすべきものであることから、取崩し事由及び現在高について引き続き注視していく必要があります。

個別の事業に目を向けると、事業検証に係る取組が挙げられます。本市では、令和3年7月策定の宝塚市行財政経営方針において、令和3年度から令和5年度までの3か年で時代の変化に適応し続けるための基盤の強化を図ることとしており、その一環として、市の裁量経費である上乗せ横出し事業、市単独事業について、事業検証を実施しています。事業検証では、事務事業を有効性・効率性等の観点から検証し、その実施方法や活動内容などを見直し、限られる経営資源（財源や人材など）で成果を最大化できるよう改善を図ることを目的としています。令和5年度の実施内容及び成果ついて所管課に確認したところ、「令和5年度対象事業である市単独事業10事業、令和4年度対象事業のうち方向性の決定に至っていない上乗せ横出し事業2事業及び市単独事業5事業を合わせた17事業について、アドバイザーや関係部の職員で構成する検証チームで事業検証を実施した。宝塚市行政評価委員会においても3事業について検証し、同委員会の答申を踏まえ、宝塚市行財政経営戦略本部で今後の方向性等の検証結果を取りまとめた。成果としては、指標の見直しを含めた事業成果の把握、より効率的・効果的な実施手法や市が実施する必要性など、様々な視点からの検証を行い、現在行っている令和6年度事務事業見直しにつなげている。」旨の説明を受けました。事業検証は令和5年度で終了となりますが、大変厳しい財政状況であることを踏まえ、現在、令和7年度予算への反映に向けた事務事業見直しが行われています。また、今後も進捗管理が必要な事務事業については、令和6年度に改定される宝塚市行財政経営行動計画に盛り込まれることから、その中で適切な進捗管理に努めてください。

次に、行政運営における基本的な事務の在り方についてのうち、補助金の交付根拠及び要綱上の不備等についてです。宝塚市補助金交付基準には「補助金の根拠となるべき要綱

等を定め、終期を明記すること。」とありますが、議員互助会健康診断費用助成事業補助金について、補助対象団体である議員互助会の規約に関連する記載があるのみで、市が補助金を交付する明確な根拠がない状況で補助金を交付していました。蔵人共同浴場運営費助成金については、交付要綱では次年度に繰越しする剰余金を運営調整基金積立金として計上することとされていますが、この剰余金を算出するための収入及び支出の範囲が交付要綱では明確になっておらず、所管課においても、運営調整基金の令和5年度末残高について、運営法人の現金預金等残高の確認を行っていませんでした。また、予算の執行については、教育委員会において、3者以上の者からの見積書の徴収が必要であったと考えられる案件について、3者以上の者からの見積書の徴収を回避するために分割発注をしたのではないかと疑われる事例や、年度末の予算の使い切りのため、真に必要なものを購入した可能性がある事例が見受けられました。これらのことは、通常行われる基本的な確認作業が、所管課において行われていない事務があることを表していると考えます。事務の執行に当たっては、実施方法等について前例踏襲とすることなく、改めて、全庁的に法令等に沿って適正に行う必要があると考えます。

令和5年度決算においては、結果的に大幅な黒字決算となりましたが、これは多額の財政調整基金の取崩しによるものです。財政見通しに示されたように、これまでの行財政運営の延長では、市民サービスの提供が困難になると見込まれます。人口減少や少子高齢化などにより、市を取り巻く環境は急激に変化していくことが予想されることから、宝塚市行財政経営方針に掲げる財政、組織及びデジタル・データの各基盤の強化に引き続き取り組み、変革と協働により、これからの時代にふさわしい行財政経営の実現に努めてください。

## 決 算 審 査 資 料

会計別歳入歳出決算総括比較表	・・・・・・・・・・・・・・・・	90
一般会計款別決算状況比較表（歳入）	・・・・・・・・・・・・・・・・	92
一般会計款別決算状況比較表（歳出）	・・・・・・・・・・・・・・・・	93

# 会計別歳入歳出決算総括比較表

(単位 円)

会 計		年度	予 算 現 額	歳 入 決 算 額 (A)	歳 出 決 算 額 (B)	歳入歳出差引 残額(形式収支) (A)-(B)=(C)	翌年度へ繰り越す べき財源 (D)	実 質 収 支 額 (C)-(D)
一	般 会 計	4	97,581,646,615	91,454,617,352	89,954,233,950	1,500,383,402	293,042,450	1,207,340,952
		5	99,864,575,760	94,295,089,313	92,785,253,134	1,509,836,179	333,033,076	1,176,803,103
		比較	2,282,929,145	2,840,471,961	2,831,019,184	9,452,777	39,990,626	△ 30,537,849
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 費	4	23,638,140,000	23,477,869,984	22,974,079,026	503,790,958	0	503,790,958
		5	23,202,689,000	22,282,842,114	22,084,178,618	198,663,496	0	198,663,496
		比較	△ 435,451,000	△ 1,195,027,870	△ 889,900,408	△ 305,127,462	0	△ 305,127,462
	国 民 健 康 保 険 診 療 施 設 費	4	118,449,000	111,643,599	111,643,599	0	0	0
		5	159,528,000	137,789,471	137,789,471	0	0	0
		比較	41,079,000	26,145,872	26,145,872	0	0	0
	介 護 保 険 事 業 費	4	23,094,230,000	22,090,733,789	21,684,895,224	405,838,565	0	405,838,565
		5	24,124,233,000	22,854,337,343	22,703,461,326	150,876,017	0	150,876,017
		比較	1,030,003,000	763,603,554	1,018,566,102	△ 254,962,548	0	△ 254,962,548
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費	4	4,667,132,000	4,759,166,649	4,611,975,665	147,190,984	0	147,190,984
		5	4,969,235,000	4,923,538,458	4,755,576,248	167,962,210	0	167,962,210
		比較	302,103,000	164,371,809	143,600,583	20,771,226	0	20,771,226
	平 井 財 産 区	4	38,879,000	40,729,191	30,854,365	9,874,826	0	9,874,826
		5	36,942,000	37,632,654	31,690,940	5,941,714	0	5,941,714
		比較	△ 1,937,000	△ 3,096,537	836,575	△ 3,933,112	0	△ 3,933,112
	山 本 財 産 区	4	7,012,000	7,276,815	5,120,329	2,156,486	0	2,156,486
		5	6,726,000	6,975,689	4,915,809	2,059,880	0	2,059,880
		比較	△ 286,000	△ 301,126	△ 204,520	△ 96,606	0	△ 96,606
	中 筋 財 産 区	4	3,354,000	3,361,248	2,496,381	864,867	0	864,867
		5	3,664,000	3,675,197	2,788,324	886,873	0	886,873
		比較	310,000	313,949	291,943	22,006	0	22,006

中山寺財産区	4	7,361,000	7,384,974	5,553,523	1,831,451	0	1,831,451
	5	6,791,000	6,815,355	5,073,417	1,741,938	0	1,741,938
	比較	△ 570,000	△ 569,619	△ 480,106	△ 89,513	0	△ 89,513
米谷財産区	4	36,027,000	38,817,007	26,220,891	12,596,116	0	12,596,116
	5	80,951,000	83,582,338	63,342,301	20,240,037	0	20,240,037
	比較	44,924,000	44,765,331	37,121,410	7,643,921	0	7,643,921
川面財産区	4	4,054,000	4,340,168	3,652,112	688,056	0	688,056
	5	4,859,000	5,203,697	2,075,274	3,128,423	0	3,128,423
	比較	805,000	863,529	△ 1,576,838	2,440,367	0	2,440,367
小浜財産区	4	8,412,000	8,433,540	6,717,966	1,715,574	0	1,715,574
	5	13,138,000	13,170,689	11,218,576	1,952,113	0	1,952,113
	比較	4,726,000	4,737,149	4,500,610	236,539	0	236,539
鹿塩財産区	4	7,354,000	7,440,993	6,333,370	1,107,623	0	1,107,623
	5	4,613,000	4,683,281	2,625,738	2,057,543	0	2,057,543
	比較	△ 2,741,000	△ 2,757,712	△ 3,707,632	949,920	0	949,920
鹿塩・東蔵人財産区	4	293,000	529,415	90,585	438,830	0	438,830
	5	282,000	521,427	79,477	441,950	0	441,950
	比較	△ 11,000	△ 7,988	△ 11,108	3,120	0	3,120
宝塚市営霊園事業費	4	1,927,244,000	1,903,444,379	1,903,444,379	0	0	0
	5	332,288,000	346,763,181	318,431,255	28,331,926	0	28,331,926
	比較	△ 1,594,956,000	△ 1,556,681,198	△ 1,585,013,124	28,331,926	0	28,331,926
特別会計小計	4	53,557,941,000	52,461,171,751	51,373,077,415	1,088,094,336	0	1,088,094,336
	5	52,945,939,000	50,707,530,894	50,123,246,774	584,284,120	0	584,284,120
	比較	△ 612,002,000	△ 1,753,640,857	△ 1,249,830,641	△ 503,810,216	0	△ 503,810,216
合計	4	151,139,587,615	143,915,789,103	141,327,311,365	2,588,477,738	293,042,450	2,295,435,288
	5	152,810,514,760	145,002,620,207	142,908,499,908	2,094,120,299	333,033,076	1,761,087,223
	比較	1,670,927,145	1,086,831,104	1,581,188,543	△ 494,357,439	39,990,626	△ 534,348,065

一般会計款別決算状況比較表（歳入）

款	区分	年度	(単位 円、%)							
			予算現額	調定額 (A)	収入済額 (B)	不納欠損額 (C)	収入未済額 (A)-(B)-(C)	収入率 (B)/(A)	収入済額構成 比率	収入済額前年 度比率
1	市 税	4	36,252,706,000	37,253,682,374	36,471,672,278	36,200,165	745,809,931	97.9	39.9	99.7
		5	36,295,023,000	37,081,760,928	36,356,412,783	41,001,791	684,346,354	98.0	38.6	
		比較	42,317,000	△ 171,921,446	△ 115,259,495	4,801,626	△ 61,463,577	0.1	△ 1.3	
2	地 方 譲 与 税	4	412,816,000	421,511,001	421,511,001	0	0	100.0	0.5	101.1
		5	425,816,000	426,152,000	426,152,000	0	0	100.0	0.5	
		比較	13,000,000	4,640,999	4,640,999	0	0	0.0	0.0	
3	利 子 割 交 付 金	4	25,000,000	25,883,000	25,883,000	0	0	100.0	0.0	93.1
		5	21,000,000	24,087,000	24,087,000	0	0	100.0	0.0	
		比較	△ 4,000,000	△ 1,796,000	△ 1,796,000	0	0	0.0	0.0	
4	配 当 割 交 付 金	4	377,000,000	383,327,000	383,327,000	0	0	100.0	0.4	115.1
		5	413,000,000	441,378,000	441,378,000	0	0	100.0	0.5	
		比較	36,000,000	58,051,000	58,051,000	0	0	0.0	0.1	
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4	505,000,000	273,865,000	273,865,000	0	0	100.0	0.3	172.1
		5	505,000,000	471,280,000	471,280,000	0	0	100.0	0.5	
		比較	0	197,415,000	197,415,000	0	0	0.0	0.2	
6	法 人 事 業 税 交 付 金	4	254,000,000	251,977,000	251,977,000	0	0	100.0	0.3	120.4
		5	294,000,000	303,479,000	303,479,000	0	0	100.0	0.3	
		比較	40,000,000	51,502,000	51,502,000	0	0	0.0	0.0	
7	地 方 消 費 税 交 付 金	4	4,813,000,000	4,853,230,000	4,853,230,000	0	0	100.0	5.3	99.3
		5	4,778,000,000	4,820,286,000	4,820,286,000	0	0	100.0	5.1	
		比較	△ 35,000,000	△ 32,944,000	△ 32,944,000	0	0	0.0	△ 0.2	
8	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	4	201,000,000	197,355,471	197,355,471	0	0	100.0	0.2	101.7
		5	203,000,000	200,664,976	200,664,976	0	0	100.0	0.2	
		比較	2,000,000	3,309,505	3,309,505	0	0	0.0	0.0	
9	環 境 性 能 割 交 付 金	4	73,000,000	75,652,000	75,652,000	0	0	100.0	0.1	104.4
		5	78,000,000	78,988,000	78,988,000	0	0	100.0	0.1	
		比較	5,000,000	3,336,000	3,336,000	0	0	0.0	0.0	
10	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	4	22,000,000	21,896,000	21,896,000	0	0	100.0	0.0	99.8
		5	22,000,000	21,862,000	21,862,000	0	0	100.0	0.0	
		比較	0	△ 34,000	△ 34,000	0	0	0.0	0.0	
11	地 方 特 例 交 付 金	4	234,593,000	235,062,000	235,062,000	0	0	100.0	0.3	90.7
		5	213,154,000	213,170,000	213,170,000	0	0	100.0	0.2	
		比較	△ 21,439,000	△ 21,892,000	△ 21,892,000	0	0	0.0	△ 0.1	
12	地 方 交 付 税	4	6,618,044,000	6,636,738,000	6,636,738,000	0	0	100.0	7.3	108.4
		5	7,148,833,000	7,196,701,000	7,196,701,000	0	0	100.0	7.6	
		比較	530,789,000	559,963,000	559,963,000	0	0	0.0	0.3	
13	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4	30,000,000	23,947,000	23,947,000	0	0	100.0	0.0	87.5
		5	30,000,000	20,956,000	20,956,000	0	0	100.0	0.0	
		比較	0	△ 2,991,000	△ 2,991,000	0	0	0.0	0.0	
14	分 担 金 及 び 負 担 金	4	746,046,000	764,865,080	725,907,496	41,500	38,916,084	94.9	0.8	103.2
		5	741,099,000	784,436,035	749,113,402	337,000	34,985,633	95.5	0.8	
		比較	△ 4,947,000	19,570,955	23,205,906	295,500	△ 3,930,451	0.6	0.0	
15	使 用 料 及 び 手 数 料	4	2,058,881,000	2,117,460,724	2,012,041,594	138,900	105,280,230	95.0	2.2	99.4
		5	2,016,917,000	2,097,231,447	1,999,648,512	2,934,600	94,648,335	95.3	2.1	
		比較	△ 41,964,000	△ 20,229,277	△ 12,393,082	2,795,700	△ 10,631,895	0.3	△ 0.1	
16	国 庫 支 出 金	4	21,460,793,789	20,163,588,859	19,518,227,049	0	645,361,810	96.8	21.3	101.7
		5	21,313,227,310	20,828,186,891	19,856,673,751	0	971,513,140	95.3	21.1	
		比較	△ 147,566,479	664,598,032	338,446,702	0	326,151,330	△ 1.5	△ 0.2	
17	県 支 出 金	4	6,516,907,000	6,349,358,267	6,229,748,267	0	119,610,000	98.1	6.8	99.8
		5	6,431,055,000	6,221,441,316	6,217,441,316	0	4,000,000	99.9	6.6	
		比較	△ 85,852,000	△ 127,916,951	△ 12,306,951	0	△ 115,610,000	1.8	△ 0.2	
18	財 産 収 入	4	443,212,000	424,883,122	424,883,122	0	0	100.0	0.5	88.2
		5	374,055,000	375,406,361	374,937,955	0	468,406	99.9	0.4	
		比較	△ 69,157,000	△ 49,476,761	△ 49,945,167	0	468,406	△ 0.1	△ 0.1	
19	寄 附 金	4	966,313,000	918,186,128	918,186,128	0	0	100.0	1.0	188.4
		5	1,795,696,000	1,729,896,564	1,729,896,564	0	0	100.0	1.8	
		比較	829,383,000	811,710,436	811,710,436	0	0	0.0	0.8	
20	繰 入 金	4	1,122,291,000	1,062,637,212	312,956,212	0	749,681,000	29.5	0.3	586.6
		5	2,698,243,000	1,835,925,947	1,835,925,947	0	0	100.0	1.9	
		比較	1,575,952,000	773,288,735	1,522,969,735	0	△ 749,681,000	70.5	1.6	
21	繰 越 金	4	2,891,047,826	2,891,046,719	2,891,046,719	0	0	100.0	3.2	51.9
		5	1,500,383,450	1,500,383,402	1,500,383,402	0	0	100.0	1.6	
		比較	△ 1,390,664,376	△ 1,390,663,317	△ 1,390,663,317	0	0	0.0	△ 1.6	
22	諸 収 入	4	2,589,420,000	3,037,571,311	2,613,350,206	63,866,720	360,354,385	86.0	2.9	73.6
		5	1,933,161,000	2,294,325,176	1,922,899,956	8,306,350	363,118,870	83.8	2.0	
		比較	△ 656,259,000	△ 743,246,135	△ 690,450,250	△ 55,560,370	2,764,485	△ 2.2	△ 0.9	
23	市 債	4	8,968,576,000	5,934,976,000	5,934,976,000	0	0	100.0	6.5	126.8
		5	10,633,913,000	7,528,413,000	7,528,413,000	0	0	100.0	8.0	
		比較	1,665,337,000	1,593,437,000	1,593,437,000	0	0	0.0	1.5	
24	自 動 車 取 得 税 交 付 金	4	0	1,178,809	1,178,809	0	0	100.0	0.0	368.1
		5	0	4,338,749	4,338,749	0	0	100.0	0.0	
		比較	0	3,159,940	3,159,940	0	0	0.0	0.0	
合 計		4	97,581,646,615	94,319,878,077	91,454,617,352	100,247,285	2,765,013,440	97.0	100.0	103.1
		5	99,864,575,760	96,500,749,792	94,295,089,313	52,579,741	2,153,080,738	97.7	100.0	
		比較	2,282,929,145	2,180,871,715	2,840,471,961	△ 47,667,544	△ 611,932,702	0.7	—	

一般会計款別決算状況比較表（歳出）

（単位 円、％）

区分 款	年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	支出済 額構成 比率	支出済 額前年 度比率
		(A)	(B)	(C)	(A)-(B)-(C)	(B)/(A)		
1 議 会 費	4	448,364,000	427,429,012	0	20,934,988	95.3	0.5	
	5	501,134,000	482,491,603	0	18,642,397	96.3	0.5	
	比較	52,770,000	55,062,591	0	△2,292,591	1.0	0.0	112.9
2 総 務 費	4	11,987,006,779	11,358,659,182	24,369,000	603,978,597	94.8	12.6	
	5	10,507,944,000	9,935,520,797	202,223,000	370,200,203	94.6	10.7	
	比較	△1,479,062,779	△1,423,138,385	177,854,000	△233,778,394	△0.2	△1.9	87.5
3 民 生 費	4	42,868,349,189	40,758,546,437	43,785,000	2,066,017,752	95.1	45.3	
	5	44,331,028,000	42,806,088,575	129,832,100	1,395,107,325	96.6	46.1	
	比較	1,462,678,811	2,047,542,138	86,047,100	△670,910,427	1.5	0.8	105.0
4 衛 生 費	4	10,178,949,000	9,264,577,336	334,629,972	579,741,692	91.0	10.3	
	5	12,280,737,972	11,828,115,151	12,726,000	439,896,821	96.3	12.7	
	比較	2,101,788,972	2,563,537,815	△321,903,972	△139,844,871	5.3	2.4	127.7
5 労 働 費	4	74,100,000	71,604,710	0	2,495,290	96.6	0.1	
	5	63,422,000	61,638,842	0	1,783,158	97.2	0.1	
	比較	△10,678,000	△9,965,868	0	△712,132	0.6	0.0	86.1
6 農 林 業 費	4	261,593,000	248,439,752	0	13,153,248	95.0	0.3	
	5	247,105,000	237,275,085	0	9,829,915	96.0	0.3	
	比較	△14,488,000	△11,164,667	0	△3,323,333	1.0	0.0	95.5
7 商 工 費	4	931,240,000	761,052,548	141,800,000	28,387,452	81.7	0.8	
	5	555,971,000	514,835,647	0	41,135,353	92.6	0.6	
	比較	△375,269,000	△246,216,901	△141,800,000	12,747,901	10.9	△0.2	67.6
8 土 木 費	4	9,212,383,647	8,324,134,642	665,870,888	222,378,117	90.4	9.3	
	5	7,978,726,888	6,891,650,334	907,261,116	179,815,438	86.4	7.4	
	比較	△1,233,656,759	△1,432,484,308	241,390,228	△42,562,679	△4.0	△1.9	82.8
9 消 防 費	4	2,428,426,000	2,397,942,480	0	30,483,520	98.7	2.7	
	5	2,597,841,000	2,525,883,605	0	71,957,395	97.2	2.7	
	比較	169,415,000	127,941,125	0	41,473,875	△1.5	0.0	105.3
10 教 育 費	4	11,723,338,246	8,993,618,589	2,037,942,900	691,776,757	76.7	10.0	
	5	12,512,530,900	9,304,871,206	2,235,604,000	972,055,694	74.4	10.0	
	比較	789,192,654	311,252,617	197,661,100	280,278,937	△2.3	0.0	103.5
11 災 害 復 旧 費	4	1,000	0	0	1,000	0.0	0.0	
	5	1,000	0	0	1,000	0.0	0.0	
	比較	0	0	0	0	0.0	0.0	—
12 公 債 費	4	7,247,642,000	7,198,865,832	0	48,776,168	99.3	8.0	
	5	8,051,972,000	8,043,167,332	0	8,804,668	99.9	8.7	
	比較	804,330,000	844,301,500	0	△39,971,500	0.6	0.7	111.7
13 諸 支 出 金	4	149,764,000	149,363,430	0	400,570	99.7	0.2	
	5	153,768,000	153,714,957	0	53,043	100.0	0.2	
	比較	4,004,000	4,351,527	0	△347,527	0.3	0.0	102.9
14 予 備 費	4	70,489,754	0	0	70,489,754	0.0	0.0	
	5	82,394,000	0	0	82,394,000	0.0	0.0	
	比較	11,904,246	0	0	11,904,246	0.0	0.0	—
合 計	4	97,581,646,615	89,954,233,950	3,248,397,760	4,379,014,905	92.2	100.0	
	5	99,864,575,760	92,785,253,134	3,487,646,216	3,591,676,410	92.9	100.0	
	比較	2,282,929,145	2,831,019,184	239,248,456	△787,338,495	0.7	—	103.1